



CHIBABANK

中国レポート

2017年10月号

中国の環境規制の動向について

千葉銀行上海駐在員事務所

1. はじめに

中国では、1970年代の改革開放以降急速な経済発展を遂げてきた一方で、微小粒子状物質「PM2.5」をはじめとする大気汚染や、水質汚染などの環境問題に直面しています。

このような中、中国国務院（中央政府）は各種環境法令の整備や環境規制の強化を行っています。例えば、水質汚染の原因物質の1つである「クロム」の排出濃度上限値が日本では2.0ミリグラム/Lであるのに対し、中国は1.5ミリグラム/Lであるなど日本よりも厳しい環境規制を設けている項目もあります。

そのため、日系企業を含めた外資系製造業にとっては、環境対策にかかるコストの上昇に伴う製造コストの増加といった影響も出てきています。

今月は、中国の環境規制の動向ならびに規制に伴う日系企業への影響などについてレポートいたします。

2. 環境規制の動向について

中国では、1978年の「中華人民共和国憲法」改正の際、「国家は生活環境及び生態環境を保護・改善し、汚染その他の公害を防止する」とした環境規定が盛り込まれたことにより、1979年に環境保護の基本法である「環境保護法」が試行（1989年に本格的に施行）され、以下の5大原則が掲げられました。

【環境保護法の5大原則】

原則	概要
保護優先原則	環境保護が他の利益に優先する。
防止予防原則	環境を利用・開発する行為に伴う環境汚染や環境破壊を、一定の措置をとることにより事前に防止する。
総合対策原則	環境問題への対応は、その手段や対象を一つ一つに分節するのではなく、総合的に行う。
公衆参与原則	環境保護のための活動に公衆が関与する。
損害責任負担原則	損害を生じさせた者が責任を負担する。

（出所：環境保護法）

この5大原則に基づき、大気・水質・土壌などの分野における環境保護の基本理念や、法令違反時の罰則規定などが謳われています。

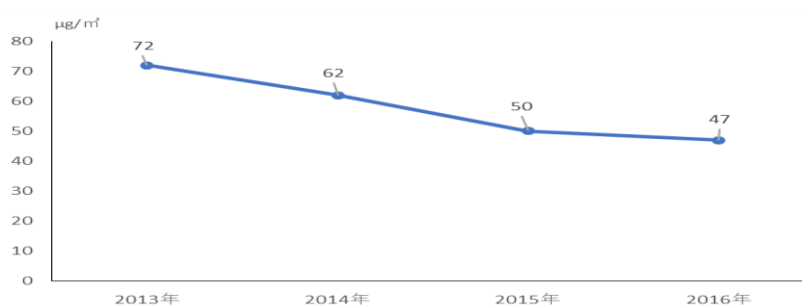
その後、1987年には「大気汚染防止法」等の個別の汚染物質削減を目的とする環境法令が制定されるなどの法整備が行われてきました。

しかし、環境保護よりも地域の経済発展を優先させ、法令に定められている環境対策を行わない地方政府も出てきました。また、罰則もそれほど重いものではなかったため、汚染物質を削減するよりも罰金を払う方がコストを抑えられると考えた企業も出てくるなど、法整備の進捗はなかなか進みませんでした。

そこで、政府は2014年に「環境保護法」を25年ぶりに改正し、環境汚染事業者に対する罰則の強化や、違反企業の責任者個人に対しても最大15日間の拘留などを決めました。また、その管理監督を担う役人に対しても昇進条件に「環境問題の解決」という項目を盛り込み、環境対策に取り組まざるを得ない状況を作り出しました。

その結果、2016年には一定規模以上の都市338カ所のPM2.5の平均濃度が47マイクログラム/m³と、前年比6.0%減少するなど徐々に効果が表れるようになってきました。

【一定規模以上の都市338カ所の「PM2.5」の平均濃度推移】



(出所：中国環境状況公報)

しかし、依然として国の基準値である35マイクログラム/m³（参考：日本の基準値15マイクログラム/m³）を超えているため、更なる環境規制の強化が実施されています。

規制強化の代表的な政策の1つとして、昨年12月に全国人民代表大会常務委員会（日本の国会に相当）は、大気汚染や水質汚染などの原因物質を排出する事業者への課税について定めた「環境保護税法」を制定しました（2018年1月1日から施行予定）。

同法では、大気汚染物質・水質汚染物質・固形廃棄物・工場騒音の4種類に課税するとしています。なお、自動車・鉄道・船舶など流動的汚染源からの排出物については課税対象外です。

【課税額】

課税対象項目	課税額
大気汚染物質	単位量あたり 1.2～12 元（約 20～200 円）（※）地方政府が任意に設定
水質汚染物質	単位量あたり 1.4～14 元（約 23～230 円）（※）地方政府が任意に設定
固形廃棄物	物質の種類に応じて 1 トンあたり 5～1,000 元（約 83～16,600 円）
工場騒音	音の強さに応じて月額 350～11,200 元（約 5,800～18 万 6,000 円）

（出所：環境保護税法）

また、企業の環境対策を促すため、汚染物質の排出が少ない企業に対しては税制優遇を行います。大気汚染物質と水質汚染物質を対象に、国や地方が定める排出基準を 30% 以上下回った企業からは徴税額を 25% 軽減、排出基準を 50% 以上下回った場合は徴税額を 50% 軽減するとしています。

また、課税対象については今後、前述の 4 種類からさらに拡大する方針が掲げられています。

3. 日系企業への影響について

前述のように、環境規制の強化が行われている中、日系企業にはどのような影響が出ているのでしょうか。

（1）マイナスの影響

1 万社超の日系企業が進出する上海市においては、上海市環境保護局の統計によると、昨年 1～10 月にかけて 40 社程の日系企業が罰金（10～50 万元（170 万円～850 万円））や生産停止処分を受けています。その中には、三井化学や花王、ダイキン工業といった大手企業も槍玉に挙げられました。

環境保護に対する違反企業として処罰された日系企業の割合は少ないものの、日系企業は環境基準では世界トップクラスであるとみられている中、処罰を受ける事例が発生していることについて、驚きの声が上がっています。

また、「大気汚染防止行動計画」（2013 年 9 月公布）や「水質汚染防止行動計画」（2015 年 4 月公布）において企業の強制移転に関する計画が発表され、工場の移転を余儀なくされる日系企業も出てきています。

このほか、政府の環境保護部が上海市にある企業へ査察に入り、上海市が定める環境基準よりも更に厳しい基準で監査を行ったとの話も出ています。

(2) プラスの影響

一方で、PM2.5の原因となる揮発性有機化合物（以下、VOC）を排出する企業に対し個別に排出費を課す地域が増えていることもあり、VOCの排出抑制を行う日本の製品への需要が高まるなど、日系企業のビジネスチャンスが拡大する見方も出てきています。

VOCは、塗料・印刷インキ・接着剤・洗浄剤・ガソリンなどに含まれるトルエン・キシレン・酢酸エチルなどが代表的な物質であり、報道によると、昨年10月時点で北京市・上海市・天津市・河北省・山東省など15地域がVOC排出費の徴収基準を既に発表しています。

このうち上海市は2015年10月から塗料・自動車・造船など5業種13類の企業を対象に徴収を始めており、今年1月からは対象を家具や医薬品の製造などを加えた12業種71類まで拡大するとともに、VOC排出費を1キログラムあたり15元（約255円）から20元（約340円）へ引き上げました。

また、2013年9月、政府は今年末までの各地域におけるPM2.5などの削減目標を設定し、京津冀（北京市・天津市・河北省）、長江デルタ、珠江デルタの各地域で濃度をそれぞれ2012年比で25%、20%、15%削減するよう求めました。

日系企業の中国での環境ビジネスをサポートする「日中環境協力センター」社は、「今年は中国のPM2.5削減計画が節目を迎える中、削減目標が難しい地域では、VOCの削減圧力が強まることが考えられ、VOCに関連する環境ビジネスに強みをもっている日系企業にとってチャンスが広がる可能性がある」と示唆しています。

4. おわりに

中国の環境規制については、今年7月に政府が土地汚染を防止し、農産物の安全と国民の健康を守り、土地資源の持続利用の実現を目的とした「土壤汚染防止法」の立法作業を開始するなど、新たな分野における規制の動きもみられています。

今後ますます環境基準が厳しくなることが予想される中、日系企業にとっても各種規制の内容について適宜チェックするとともに、実際にその地域で環境対策がどの程度の実効性を有しているかを確認する必要があります。

今後も中国の環境規制の動向には注目が集まるでしょう。

千葉銀行 上海駐在員事務所では、最新トピックスや投資環境など、中国に関する情報をタイムリーに提供する体制を整えております。中国に拠点をお持ちのお客様や、中国への進出を検討されているお客様は、最寄りの取引店を通じ、お気軽にご相談下さい。

以 上

- ※ ここに掲載されているデータや資料は、投資等の判断となる情報提供を目的としたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。投資等の最終決定は、ご自身のご判断でなされるようお願いいたします。また、弊行はかかる情報の正確性や妥当性については責任を負いません。
- ※ 本レポートに関するお問い合わせは、千葉銀行 市場営業部 海外支店統括グループ
(Tel:03-3270-8526、Email:kaigai_tokatsu@chibabank.co.jp) までご連絡下さい。